

社会保障・税番号(マイナンバー)の利用が始まります

今後の予定

2015年10月 ●マイナンバーの通知開始

「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)」が記載された「通知カード」が住民票の住所に届きます。マイナンバーは生涯にわたって利用する12ケタの番号です。カードを紛失したり、番号が漏えいしないよう大切に保管しましょう。必要な手続き等で提示する以外は、番号をむやみに他人に教えないようにしましょう。

2016年1月 ●マイナンバーの利用開始

児童手当など自治体の給付手続きや、確定申告などの税手続きなどでマイナンバーを使います。市区町村に申請すると「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真」が掲載された「個人番号カード」が交付されます。

マイナンバーを利用する分野

社会保障	年金	●年金の資格取得や確認、給付等
	労働	●雇用保険の資格取得や確認、給付等 ●ハローワークの事務等
	福祉 医療 その他	●健康保険の保険料徴収、被保険者・被扶養者の資格取得、各種手当金の給付に関する手続き等 ●福祉分野の給付、低所得者対策の事務等
税		●国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
災害対策		●被災者生活再建支援金の支給に関する事務等 ●被災者台帳の作成に関する事務等

※法律や条例で定められた手続きにのみ利用できます。

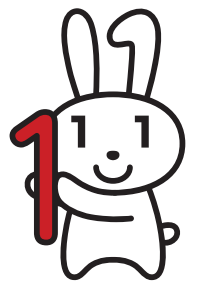
マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使います。社会保障分野では、年金、雇用保険、健康保険、介護保険等に関する事務が対象です。これらの事務を行う機関を「個人番号利用事務実施者」といい、健保組合も該当します。

健保組合もマイナンバーを使用します

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。

各機関がもつ個人の情報を結びつけるマイナンバー

災害対策で効率的に情報を管理するために、2013年5月「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。2015年10月以降、みなさま1人ひとりに個人番号(マイナンバー)を通知するための「通知カード」が配付され、2016年1月から利用が始まります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの導入で期待される効果

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減される。情報提供等記録開示システム(マイナポータル)により、自分の情報が使われた記録や、行政からのお知らせを確認できる。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行える。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。

マイナンバーの届出について

一般被保険者の方は
お勤めの会社経由で
マイナンバーを提供いただきます。

任継・特退被保険者の方は
直接日立健保に
マイナンバーを提供いただきます。

※詳細は
決まり次第お知らせします。

マイナンバー 社会保障・税番号制度について(内閣官房)

公式サイト

マイナンバー

検索

お問い合わせ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー

TEL 0570-20-0178

平日9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。